

Japan Venture Awards 2017 (ベンチャーキャピタリスト部門) 応募要項

1. Japan Venture Awards (ベンチャーキャピタリスト部門) の目的

現在わが国では、日本再興戦略が進められる中、失敗を恐れない挑戦こそが称賛される社会的価値観を広げ社会経済等に大きなインパクトを与える、ダイナミックなイノベーション・ベンチャーの輩出が求められています。

また、ベンチャーキャピタルは、企業の成長を促進する触媒的な役割として、日本経済の活性化に貢献するものと期待されており、今後、ベンチャーキャピタリストのより一層の育成・輩出、延いては社会的認知度の向上が求められています。

このため、Japan Venture Awards 2017 事業の一環として、ベンチャー企業に対し、最適な支援を与え、適切な助言をするなどの成長支援の実績を挙げており、かつ、今後の更なる活躍が期待される将来有望なベンチャーキャピタリストを表彰し、ロールモデルを示すことによる若手ベンチャーキャピタリストの育成及び、国民のベンチャーキャピタリストのより一層の社会的認知度の向上を図り、このような取り組みを通じて、我が国のベンチャー企業の成長に貢献していくことを目的としています。

2. 表彰の内容 (予定)

表彰名	表彰対象	選定数
ベンチャーキャピタリスト奨励賞	活動内容、活動実績、イノベーションへの貢献度、社会への貢献度等を総合的に評価の上、今後の活躍が期待されるキャピタリスト	応募状況・内容を勘案して決定(3件以内)

3. 募集対象

(1) 募集対象

- ①現在、創業希望者や創業期の企業に対して支援を行っており、今後も継続して活動するベンチャーキャピタリスト
- ②自薦、推薦の有無を問いません。
※推薦の場合は、推薦者からの推薦メッセージを添付してください。(評価の際に参考とさせていただきます。)

4. 審査の基準

(1) 活動内容・実績

候補者がベンチャー企業支援に関し、実施した活動内容

- ・活動実績 (キャピタリストとしての活動年数、その間のベンチャー企業支援件数等)
- ・支援の内容 (ベンチャー企業支援に際し創意工夫している点等)
- ・ベンチャー企業支援の事例 (成果を上げたと思われる事例や現在取り組んでいる事例の内容、最大5件まで)

(2) イノベーション・社会への貢献度

ベンチャー企業支援の結果として、新規性・革新性の高い事業の成長、グローバル展開や雇用創出などに貢献をした内容

5. 審査手順・スケジュール

- (1) 募集締切：平成 28 年 11 月 17 日（木）
- (2) 書類審査：平成 28 年 11 月中旬～11 月下旬
※審査通過の如何に関わらず審査の結果を 12 月上旬に全員に通知します。
- (3) 最終審査：平成 28 年 12 月上旬～中旬
※受賞候補者としての審査通過の結果を 12 月下旬に全員に通知します。
※必要に応じて面接審査をお願いすることがあります
(面接予定日時：12 月 8 日（木）13:00～)。
- (4) 結果発表・表彰式：平成 29 年 2 月 6 日（月）於：虎ノ門ヒルズ（東京都港区）

6. 審査委員

学識経験者、起業家を支援する機関、起業家などから構成される「JVA2017 ベンチャーキャピタリスト審査委員会」にて審査を行います。

<審査委員>敬称略、順不同

委員長	長谷川 博和	早稲田大学大学院ビジネススクール教授
委員	仮屋 聡一	(一財) 日本ベンチャーキャピタル協会会長
〃	黒田 啓征	(一財) ベンチャーエンタープライズセンター 総務企画局長
〃	高乗 正行	株式会社チップワンストップ 代表取締役社長
〃	藤野 英人	レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役社長 最高投資責任者

7. 応募方法

- (1) ホームページより「事前申込 ID」を取得する。
- (2) ホームページから「応募様式」をダウンロードする。
- (3) 下記の提出書類を作成・準備する。
ー応募様式 (A4、5枚以内)
- (4) 提出書類を事務局にe-mailまたは郵送で提出
※応募様式はできる限り、電子データで送信するようご協力ください。

<応募書類の提出先・お問い合わせ>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部 創業・ベンチャー支援課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1574 FAX：03-3433-2576

E-mail：venture-awards@smrj.go.jp

8. その他、確認事項

- (1) 【受賞の取り消しなど】 以下の場合は応募を無効または本賞の付与を取り消します
 - ・本表彰の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載があった場合
 - ・法令違反など社会通念上、本賞受賞者とすることがふさわしくないと判断される場合

- (2) 【応募書類の取扱いについて】
 - ・応募申請書は審査の目的以外には使用いたしません。
 - ・審査内容の詳細、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

- (3) 【受賞にあたり】
 - ・受賞者に対しては、中小機構が開催する各種イベントなどへの参加のご協力をお願いいたします。